

「南城市立地適正化計画策定業務」 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、将来的な人口減少、少子・高齢化を見据え、まちの求心力を高めネットワークを強化することにより、地域活力や地域コミュニティの維持、企業誘致等による都市活力の向上などを掲げた南城市都市計画マスタープラン（令和6年10月改定）の将来像の実現に向け、居住機能や医療・福祉・公共交通等の様々な都市機能の誘導に関する方向性を定めた「南城市立地適正化計画」（都市再生特別措置法第81条第1項）の策定を南城市と協働で行う事業者を選定するためのプロポーザルの内容を定めるものとする。

1. 業務の概要

- (1) 業務名：令和7年度南城市立地適正化計画策定業務
- (2) 業務内容：「令和7年度南城市立地適正化計画策定業務 業務説明書（以下「業務説明書」という。）」のとおり
- (3) 業務期間：契約締結日の翌日から令和7年11月14日までとする。
- (4) 委託料の提案上限額：8,932,000円（消費税及び地方消費税込み）
※提案上限額は、業務説明書【令和7年度：基礎調査】における金額を示すものである。
提案内容にかかわらず、(4)の上限額を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。

2. スケジュール

	項目	日程
1	募集期間	令和7年4月23日（水）から 令和7年5月9日（金）まで
2	参加表明書の提出期限	令和7年5月9日（金）17時まで
3	参加表明書に係る質問受付期間	令和7年4月23日（水）から 令和7年4月30日（水）まで
4	参加表明書に係る質問書に対する回答	質問受付後、市のホームページで回答を公表
5	技術提案書の提出者の選定・非選定通知	令和7年5月15日（木） 通知は電子メールにて行う
6	技術提案書提出期間	令和7年5月16日（金）から 令和7年6月10日（火）まで
7	技術提案書に係る質問受付期間	令和7年5月16日（金）から 令和7年5月23日（金）まで
8	技術提案書に係る質問書に対する回答	質問受付後、電子メールにて全応募者に対し速やかに回答
9	技術提案書の提出期限	令和7年6月10日（火）17時まで
10	プレゼンテーション	令和7年6月16日（月） ※日程変更の可能性あり
11	審査結果通知	選定後1週間以内に文書にて通知

3. 参加資格

技術提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (2) 南城市建設工事にかかる指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年告示第 59 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有するものであること
- (9) 沖縄県内に本社、支社又は営業所もしくは事務所を有する法人であること。

4. 参加表明書の提出者に対する要件

参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 同種又は類似業務の実績

参加表明書を提出する者は、令和 2 年度から令和 6 年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を 1 件以上有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

設計共同体の場合は、構成員が分担する業務について下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を 1 件以上有すること。

〔1〕同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の防災指針を含む立地適正化計画策定に関する業務

〔2〕類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務

(2) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

① 予定管理技術者及び予定担当技術者に求める資格

予定管理技術者が以下のいずれかの要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定しない。予定担当技術者については、以下のいずれかの要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術提案書を特定するための評価点は 0 点となる。

ア 技術士（総合技術監理部門—建設—都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門—都市及び地方計画）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

(3) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① 予定管理技術者

予定管理技術者は、(1) 参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

② 予定担当技術者

予定担当技術者は、令和 2 年度から令和 6 年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記〔1〕、〔2〕の実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。（再委託による業務の実績は含

まない) ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

[1] 同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の防災指針を含む立地適正化計画策定に関する業務

[2] 類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務

(4) 手持ち業務量

手持ち業務量とは、令和7年4月23日現在で、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の全ての業務（全ての発注機関の全ての業種）をいう。

ただし、照査技術者としての業務は除く。

なお、令和7年4月23日現在の手持ち業務量には本業務は含まず、特定後未契約のものと及び落札している未契約のものを含む。複数年契約の業務の場合は、当該年の年額割とする。(以下、同じ)

① 予定管理技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。特定までの間に、予定管理技術者が上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を書面（様式自由）で報告するものとし、契約の相手方として特定しないものとする。

② 予定担当技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

5. 担当部局

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市 土木建築部 都市計画課 担当：山内、大城

電話：098-917-5350 FAX：098-917-5413

E-mail：toshikeikaku@city.nanjo.lg.jp

6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は別記様式1から様式5に示されるとおりとする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去5年間の同種又は類似業務実績 [様式-2]	- 参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 - 記載する業務は、令和2年度以降に元請けとして完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）とする。 - 記載する業務数は、3件までとする。 - 設計共同体の場合においても、構成員毎に3件まで記載する。
配置予定管理技術者の経歴等 [様式-3]	- 配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 - 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。 「同種又は類似業務」を記載する業務は、令和2年度から令和6

	年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・沖縄県内での業務実績に記載する業務は、「同種又は類似業務」を問わず、平成 27 年度から令和 6 年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）3 件までとする。ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・沖縄県内での業務実績は、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務とする。 ・手持ち業務は令和 7 年 4 月 23 日現在、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務を記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 ○予定管理技術者 管理技術者となっている 500 万円以上の他の業務。
予定管理技術者の過去 5 年間の同種又は類似業務実績 [様式 - 4]	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・「同種又は類似業務」を記載する業務は、令和 2 年度から令和 6 年度までに完了した業務を対象とする。ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・記載する業務数は、1 件までとする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。
業務実施体制 [様式 - 5]	・業務の実施体制について記載する。なお、設計共同体や再委託によらない場合は、「業務分担は行わない」と記載し提出する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意のうえ、業務の分担について記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

7. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

- ① 持参又は郵送によるものとする。持参の場合は、平日の 9 時から 17 時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限日の 17 時までに必着。
- ② 受付期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、本技術提案に参加することはできない。

(2) 関連資料

1) 契約書等又はテクリス登録証の写し

企業と予定管理技術者の同種又は類似の業務の実績として記載した業務の契約書又はテクリス登録証の写しを提出すること。なお、契約書の写しを添付する場合は、可能な限り業務概要の分かる仕様書等を添付すること。

2) 配置予定管理技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

3) 担当技術者に関する資料は、技術提案書提出時に提出すること。

(3) 提出先

5. 担当部局に同じ

(4) 提出部数

12 部（正本 1 部、副本 11 部） 副本は正本の写し可

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）17 時までに持参又は郵送により提出すること。

8. 説明書等の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問は、1) の期間内に電子メール（E メール）により行うものとする。

件名は、「南城市立地適正化計画策定業務に係る質問」とする。

なお、E メール以外の提出での質問や期限を過ぎた質問は受付けないので、注意すること。

また、質問項目への回答は、本実施要領および業務説明書の追補とみなす。

1) 参加表明書に係る質問

令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 7 年 4 月 30 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時まで

2) 技術提案書に係る質問

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 5 月 23 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時まで

(2) 質問に対する回答

1) 参加表明書に係る質問に対する回答は、参加表明書提出期限の 2 日前までに市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

2) 技術提案書に係る質問に対する回答は、技術提案書提出期限の 7 日前までに技術提案者として選定された全事業者へ E メールにて回答する。

9. 技術提案書の提出者を選定するための基準

設計共同体の場合は、構成する者の評価の平均により評価する。

(1) 企業の評価

評価項目					評価基準			配点
					A	B	C	
参加表明者の経験及び能力	資格実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録	登録あり	—	登録無し	15
		専門技術力	成果の確実性	過去 5 年間の同種又は類似業務の実績	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績が無い場合、選定しない	20

(2) 予定技術者の評価

評価項目					評価基準			配点
					A	B	C	
予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	4. 資格要件「ア」を有する	4. 資格要件「イ」又は「ウ」を有する	左記の資格を有さない場合、選定しない	20
		専門技術力	業務執行能力	過去5年間の同種又は類似業務の実績	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績が無い場合、選定しない	25
		情報収集力	地域精通度	過去10年間に担当した沖縄県内での業務実績の有無	南城市における業務実績がある	沖縄県内の国、県、市町村における業務実績がある	業務実績なし	20
	専任制			手持ち業務金額及び件数	手持ち金額4億円以上、又は手持ち業務の件数が10以上の場合、選定しない			—

(3) 業務実施体制

評価項目		評価基準			配点
		A	B	C	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない ・主たる部分が再委託予定となっている ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・設計共同体による場合、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合 ・一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。			—

(4) 評価方法

- 1) 各評価項目について、「A」「B」「C」の3段階評価を行う。
- 2) 各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。
配点が15点、20点、25点の場合は、割合に応じて配点する。
- 3) 3段階評価時の配点を以下に示す。

3段階評価で配点15点の場合		
評価	式	配点
A	15点×5/5	15
B	15点×3/5	9
C	15点×0/5	0

3段階評価で配点20点の場合		
評価	式	配点
A	20点×5/5	20
B	20点×3/5	12
C	20点×0/5	0

3段階評価で配点25点の場合		
評価	式	配点
A	25点×5/5	25
B	25点×3/5	15
C	25点×0/5	0

(5) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は4者程度選定する。

評価点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

10. 選定・非選定通知

参加表明書を提出した者のうち、評価の高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。

技術提案者として選定した者には、電子メール（Eメール）にて通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を電子メール（Eメール）にて通知する。

11. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（1）技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および計画策定業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、4. の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

（2）技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別記様式6から様式10に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

（3）技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制 [様式 - 7]	・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する分担業務毎に1名ずつ最大8名までとする。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 配置予定管理技術者の、業務受託後の変更は原則認めない。
配置予定技術者調書 [様式 - 8]	・ 配置予定の担当技術者について、経歴等を記載する。 ・ 主な業務実績に記載する業務は、令和2年度から令和6年度までに完了した「同種又は類似業務」（再委託による業務の実績は含まない）3件までとする。ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 沖縄県内での業務実績に記載する業務は、「同種又は類似業務」を問わず、平成27年度から令和6年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）3件までとする。ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・ 沖縄県内での業務実績は、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務とする。 ・ 手持ち業務は令和7年4月23日現在、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務を記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 ○担当技術者 500万円以上の全ての業務。（全ての発注機関の全ての業務） ただし、照査技術者として担当している業務については対象外とする。 ・ 配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。
業務の実施方針・ 工程計画 [様式 - 9]	・ 業務説明書に示した4. 業務概要【令和8年度：基本計画】までの業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。

	・記載にあたり、配置予定技術者の専門分野、過去に従事した業務等の実績を踏まえ記載する。
評価テーマに対する技術提案 [様式 - 10]	①計画策定までのプロセスについて、業務説明書を踏まえ、取り組み方法や代替案 ^{注1} 等を1～2枚程度記載する。 ②業務説明書に示した4. 業務概要【令和7年度：基礎調査】 （１）都市の現況・特性の把握、将来見通しの整理に対する取り組み方法や代替案を1～2枚程度記載する。 ③業務説明書に示した4. 業務概要【令和7年度：基礎調査】 （２）災害リスク・災害対策等の整理（４）防災指針（案）の作成に対する取り組み方法や代替案を1～2枚程度記載する。 ④既往資料等からの本市の課題解決に資する国の支援措置（事業導入）や評価手法などに関する提案について、1～2枚程度記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往資料、写真を用いることは差し支えない。
その他	・本実施要領に対する意見や「令和7年度南城市立地適正化計画策定業務 業務説明書」に対する代替案等があれば記載する。 ・A4判1枚（任意様式）に記載する。
参考見積書	・本業務及び計画策定までの業務に係る見積書を提出すること。 ・積算項目は一式表示とせず、積算根拠が分かる歩掛りを記載すること。 ・参考見積は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・記載様式は特に定めはないが、A4判とする。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する。

注1）代替案とは、業務説明書に示された計画策定までの業務概要（案）に対して、事業者が提案する計画策定までのプロセスにおける各年度の業務項目の入れ替えや取り組み手法、都市再生特別措置法第81条第2項第1号から第7号に掲げる立地適正化計画に記載すべき事項のほか、市において有益な提案のことをいう。

（４）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

（５）技術提案書の無効

提出書類について、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

12. 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

（１）提出方法

- ① 持参又は郵送によるものとする。持参の場合は、平日の午前9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限日の17時までに必着。
- ② 受付期間内に技術提案書が提出場所に到達しなかった場合は、本技術提案に参加することはできない。

（２）提出先

5. 担当部局に同じ

(3) 提出部数

12 部（正本 1 部、副本 11 部）副本は正本の写し可

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時までに持参又は郵送により提出すること。

13. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準、評価点は以下のとおり。

設計共同体の場合は、構成する者のそれぞれの予定技術者の評価の平均により評価する。

(1) 予定技術者の経験および能力について

評価項目						評価基準			配点	
						A	B	C		
予定技術者の経験及び能力	資格実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	4. 資格要件「ア」を有する	4. 資格要件「イ」又は「ウ」を有する	左記の資格を有さない場合、特定しない	10	
						4. 資格要件「ア」を有する	4. 資格要件「イ」又は「ウ」を有する	保有資格無し	10	
		管理技術者	専門技術力	業務執行能力	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績が無い場合、特定しない	10	
						同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	実績無し	10	
	管理技術者	情報収集力	地域精通度	過去年間に担当した沖縄県内での業務実績の有無	南城市における業務実績がある	沖縄県内の国、県、市町村における業務実績がある	業務実績なし	5		
					南城市における業務実績がある	沖縄県内の国、県、市町村における業務実績がある	業務実績なし	5		
	評価点の合計									50

- ・ 担当技術者は最大 8 名まで記載できる。設計共同体の場合は、構成員毎に最大 8 名まで記載できる。
- ・ 単体企業における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式 7）で記載された担当技術者 3 名以上の時は登録順位上位 2 名の平均、担当技術者 2 名の時は上位 1 名で評価する。
- ・ 設計共同体における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式 7）で記載された担当技術者 3 名以上の時は登録順位の上位 2 名の平均、担当技術者 2 名の時は、上位 1 名で、構成員毎に評価した後、それぞれの結果を平均し、その値で評価する。

(2) 評価テーマについて

評価項目	評価の着眼点		評価	配点
業務実施 方針等	業務の実施方針	目的、条件、内容等、南城市のまちづくりに対する理解度	3段階	10
	実施手順 業務工程	業務工程の妥当性 具体的に示され、実施可能な工程となっているか。	3段階	20
	提案内容	①立地適正化計画策定プロセス 立地適正化計画策定に向けた、各種会議の開催時期や市民との合意形成等、具体的なプロセスが示され、幅広い視点で適切な調査・検討が進められるか。	5段階	30
		②都市の現況や特性の把握、課題等の抽出 業務説明書【令和7年度：基礎調査】業務における現状と課題の抽出方法及び計画への反映について、施策への結び付け方や方向性の提起があるか。	5段階	30
		③災害リスクや災害対策整理、防災指針（案）の作成 業務説明書【令和7年度：基礎調査】業務における当該項目について、具体的に示され、妥当性・説得力があるか。	5段階	30
		④本市の課題解決に資する国の支援措置等 立地適正化計画に基づく国の支援措置や評価手法などについて、本市の課題解決に資する有益な指摘（提案）があるか。	5段階	30
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘などがあるか。	3段階	20
	参考見積	業務コストの妥当性	3段階	10
	ヒアリング	理解度・専門技術力があるか	3段階	10
		取り組みの意欲が感じられるか。	3段階	10
評価点の合計				200

- 1) 各評価項目について、「A」「B」「C」の3段階評価を行うことを標準とする。
- 2) 評価項目のうち、「提案内容」については、「A」「A'」「B」「B'」「C」の5段階評価とする。
- 3) 3段階評価の場合は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。
配点が10点、15点、30点の場合は、割合に応じて配点する。
- 4) 5段階評価の場合は、A=5点、A'=4点、B=3点、B'=2点、C=0点とする。
- 5) 3段階、5段階評価時の配点を以下に示す。

	3段階評価で配点10点の場合	
評価	式	配点
A	$10点 \times 5 / 5$	10
B	$10点 \times 3 / 5$	6
C	$10点 \times 0 / 5$	0

	3段階評価で配点20点の場合	
評価	式	配点
A	$20点 \times 5 / 5$	20
B	$20点 \times 3 / 5$	12
C	$20点 \times 0 / 5$	0

	5段階評価で配点30点の場合	
評価	式	配点
A	$30点 \times 5 / 5$	30
A'	$30点 \times 4 / 5$	24
B	$30点 \times 3 / 5$	18
B'	$30点 \times 2 / 5$	12
C	$30点 \times 0 / 5$	0

- 6) 評価テーマの「提案内容」において、C評価のある者は原則として選定しない。
- 7) 評価点最上位者が2者以上同点となった場合には、選定委員会にて採決し、優先交渉事業者を決定する。

14. プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施場所： 南城市役所 3階 庁議防災室

(2) 実施日時： 令和7年6月16日(月) 予定

※日時については、別途メールにて通知する。

(3) 時 間： 1事業者40分(プレゼンテーション20分、質疑応答20分)とする。

ただし、技術提案者の数によって変更することがある。(詳細は別途通知)

(4) 参 加 者： 予定管理技術者が参加し説明を行うものとする。

予定管理技術者の代理として、予定担当技術者が出席する場合は、書面により申し出、事前に同意を得るものとし、随行者の出席は3名までとする。

(5) 使用機材： プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、HDMI ケーブル、電源コードリールについては、市で用意する物の使用を認める。

(6) そ の 他： プレゼンテーションは、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、プレゼンテーションにあたっては、追加資料の配布は受理しないこととし、技術提案書の内容と同一のものとする。なお、技術提案書提出後又は、プレゼンテーション審査後に市から提案内容についての考え方を問い合わせる場合がある。

プレゼンテーションの順番は、企画提案書受け付けの降順とする。

15. 技術提案書の特定・非特定について

南城市立地適正化計画策定業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、技術提案の審査を行うものとする。選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた技術提案を行った者を受注候補者として特定する。また次点受注候補者も併せて特定する。

(1) 受注候補者の決定

審査の結果、評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し順位を決定する。

(2) 特定・非特定の通知

特定結果は、技術提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。

審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

16. 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について発注者と協議の上、速やかに契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

17. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、又は、技術提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(様式11)を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

(1) 持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション前日までに提出すること。

(2) 持参は平日の9時から17時まで、郵送の場合は17時までに必着とする。

18. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は、満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。
- (7) 契約を締結できない、又は締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額（税込）を超える見積金額で積算された提案書。
- (9) 審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (11) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建设工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

19. その他

- (1) 本技術提案に係る全ての費用は、技術提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。
また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された技術提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が1者の場合は、その技術提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。